池田町国民保護計画 避難実施要領

長野県池田町

目 次

総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型	2
各種事態に対応する避難実施要領モデル	3
1 池田町において想定される攻撃	3
2 実施要領のパターン	
パターン 1 【屋内避難】	
化学剤使用の場合 想定 県指示	4
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、化学剤を用いた攻撃(テロ) 爆破テロの	
場合等の避難実施要領策定の考え方	5
屋内避難(化学剤を用いた攻撃(テロ)の場合等)避難実施要領	6
パターン 2 -1 【屋内避難】	
パターン 2-2 【町域内避難】	
弾道ミサイル攻撃の場合 想定 県指示	9
弾道ミサイル攻撃の場合の避難実施要領策定の考え方	10
屋内避難(弾道ミサイルによる攻撃の場合等)「発射情報」避難実施要領	11
町域内避難(弾道ミサイルによる攻撃の場合等)避難実施要領	13
パターン3 【町域内避難】	
爆破計画の場合 想定 県指示	18
町域内避難(町内市街地の爆破計画が明らかとなった場合)避難実施要領	19
パターン 4 【町域外避難】	
ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合 想定 県指示	24
町域外避難(ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等)避難実施要領	25

総 則

1 目的

この要領は、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を実施するために必要な事項を記載したものである。

2 用語の定義

用語	定義
	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方
1000 维世里	公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国
国民保護措置	民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救
	援、武力攻撃災害への対処等である。
	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関
指定公共機関	及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める
	もの
	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道
指定地方公共機関	路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事
	が指定するもの
	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保
国民保護業務計画	護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事
	項を定めたもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
 武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫して
此刀以掌争忠	いると認められるに至った事態
 武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測され
以为以手,别争思	るに至った事態
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生し
緊急対処事態	た事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに
	至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
 指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立
1日 仁 1 」 以 1茂 [天]	並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
 法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置
<i>1</i> 4	に関する法律(平成16年法律第112号)」をいう。
住民	池田町に居住又は通勤・通学する人、一時的に町内に滞在している人す
住民	べてを示す。
消防	北アルプス広域消防本部及び消防署並びに署員を示す。
警察	長野県警察本部及び大町警察署並びに署員を示す。

3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

		8.久び系忌刈処事忠の規立
	区分	特徴
	着上陸侵攻	・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長
		期に及ぶことも想定される。
		・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
		・航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸
		容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊	・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが
	部隊による	想定される。
武	攻撃	・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施
力	以掌	設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
攻擊		・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定す
事	選送させく	ることが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。
態	弾道ミサイ	・弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾
	ル攻撃	前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が
		大きく異なる。
		・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であ
		るが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。
	航空攻擊	・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定
	371277	される。
		・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
	危険性を内	・ 原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の
	在する物質	爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等
	を有する施	に被害が発生する。
	設等への攻	・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれ
	撃	がある。
	_ 	13° 03° 03° 0
	た。根は、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	 ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被
	送機関等へ	
	の攻撃	古が光生し、地政が朋境した場合には人的版書は夕人なものとなる。
	の以手	・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。
	交通機関を	・ ・
	用いた攻撃	
	十里机仿物质	社会活動等に支障を来すおそれがある。 エトスな戦
緊	大量殺傷物質領	
急		・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線
対加		によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によ
処事	放射性物	って生ずる。
態	質等	・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲
		の地域に拡大することが想定される。
		・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害
		と放射能による被害をもたらす。
		・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。
		・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が
	生物剤に	散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
	よる攻撃	・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感
		染により被害が拡大することが考えられる。
		・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
		・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気よ
	化学剤に	り重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。
	よる攻撃	・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって
		異なる。

各種事態に対応する避難実施要領モデル

1 池田町において想定される攻撃

池田町の地域特性などから、池田町内において起こりうる攻撃は、化学剤使用による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ等と想定される。 そのため、

- 「屋内避難における避難」のパターン
- 「町域内避難における避難」のパターン
- 「町域外避難における避難」のパターン

の3パターンについて、あらかじめ定めることとする。

パターン1

【屋内避難】避難の指示文例:化学剤使用の場合

令和 年 月 日 時現在

池田町長殿

長野県知事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第183条において準用する)第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町二丁目交流センターを中心として半径 300m圏内地域及びその風下となる西方 500m圏内の地域

2 避難の方法

屋内(特に建物の中心部)に避難すること。

3 避難時の留意点

ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。

外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封するとともに手顔及び体を水と石鹸でよく洗う。

防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、化学剤を用いた攻撃(テロ) 爆破テロの場合等

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長(国)による避難措置の 指示、都道府県知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避 難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒 区域の設定等を行う必要が生じるが、事後的に避難措置の指示が出されることが基 本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

パターン1 屋内避難(化学剤を用いた攻撃(テロ)の場合等)

避難実施要領

池田町長

令和 年〇月〇日 時 分現在

屋内避難

1 長野県からの避難の指示の内容

(1)要避難地域

池田町交流センターを中心として半径 300m圏内地域及びその風下となる西方 500m圏内の地域

(2)避難の方法

屋内(特に建物の中心部)に避難すること。

(3)避難時の留意点

ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封するとともに 手顔及び体を水と石鹸でよく洗う。

防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2 争窓の休爪、関係機関の指直	
(1)事態の状況	
発生時期	令和 年 〇月 日 :
発生場所	池田町交流センター
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	時 分池田町交流センターにおいて異臭が発生
	し、同付近にいた町民、歩行者約20名が次々と体調
	不良を訴えたとの通報が警察・消防にあり現場臨場し
	た警察官が同付近において焦茶色の液体が流出してい
	るビニール袋を発見。
	時 分、実行したテログループ が犯行声明を
	発表。
	声明の内容及び搬送された町民の症状から使用され
	た化学剤はサリンと断定。
	時 分現在、同付近住民及び現場臨場した警察・
	消防職員を含め 30 名が救急搬送され内 5 名が重篤。
今後の予測・影響と措置	自衛隊等によるサリンの中和作業は実施される見通
	しだが、作業完了までの間、周辺及び風下方向の地区
	への飛散が予測される。
	長野県指示内容に基づき、交流センター周辺 300 メ
	ートルに含有する地域及び風下 500 メートルに含有す
	る地域の住民に対し屋内避難の伝達を行う。
気象の状況	天候 <u>晴れ</u> 気温 13.7 風向 <u>西</u> 風速 <u>2</u> m/s

(2)避難住民の誘導の概要	
要避難地域	池田町交流センター周辺
避難先と避難誘導の方針	池田町は、要避難地域の住民約 名について、
	特に事案が発生した交流センター周辺については、直
	ちに現場を離れるとともに、周辺や風下先になる地域
	の住民は屋内への避難を行うように伝達する。
	当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線等に
	より避難の方法を呼び掛けるとともに、NBC 防護機器
	を有する消防機関に伝達をさせる。また防護機器を有
	する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊
	の部隊などによる屋内への避難住民の誘導を要請す
	る。
	旅行者等の一時滞在者を避難させるため、池田町総
	合体育館を避難所として開設。
避難開始日時	時分
避難完了予定日時	時 分
(3)関係機関の措置等	
措置の概要	警察:消防の警戒区域に基づき交通規制を実施
	消防:現場の状況から半径 300m圏内及び風下 500m
	に含有する区域を警戒区域に設定
	バス事業者:交流センター付近は運行停止(池田町町
	営バス線・北安観光タクシー)
連絡調整先	県対策本部:町職員 2 名を派遣
	現地調整所:町職員 2 名を派遣
	現地調整所は池田町総合福祉センターに設置
った。おおいって、これでは、	

3 事態の特性で留意すべき事項

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる必要がある。

4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。

外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封する とともに手顔及び体を水と石鹸でよく洗う。

防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

屋内にいない場合

できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民メール(登録制)・公
	共情報コモンズ・ホームページ・緊急速報メール・
	yahoo 防災速報・広報車
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
池田町	電 話:0261-62-3131
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX: 0261-62-9404

パターン2-1

【屋内避難】避難の指示文例: 弾道ミサイル攻撃の場合 【発射情報】

パターン2-2

【町内避難】避難の指示文例:弾道ミサイル攻撃の場合

令和 年 月 日 時現在

池田町長殿

長野県知事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第 183 条において準用する)第 54 条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町、市、村

- 2 避難の方法
 - ・屋内(特に建物の中心部)に避難すること。
 - ·その際、できるだけ、近隣の堅牢な施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
 - ・次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオ その他の手段により、情報の入手に努めること。

以上

弾道ミサイル攻撃の場合(弾道ミサイル発射時に取るべき行動を周知する場合)

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は近傍のできるだけ頑丈な建物(コンクリート造り等の堅ろうな施設)や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することになる。

以下の弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長(国)は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措 置を指示

対策本部長(国) 警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

都道府県知事避難の指示

市町村長避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長(国)がその都度警報を発令

パターン2-1 屋内避難(弾道ミサイルによる攻撃の場合等)発射情報

ハターノ2・1 座内避難(坪道:						- 20 III	13 / 70	AT FILLO	<u> </u>	
<u> </u>	望 難	夫	旭	安	視					ù mmT E
					Tn	/-			n+	池田町長
			\n÷	令	和	年	月		時	分現在
	屋	内	避	難						
1 長野県からの避難の指示の内容										
別添のとおり(略)										
2 事態の状況、関係機関の措置										
(1)事態の状況										
発生時期	令和	左	F	月	E	3	:			
発生場所	甲信却	越地ブ	<u>ד</u>							
実行の主体										
事案の概要と被害状況 今後の予測・影響と措置	とる難をす動なが、達・一流るかようこにおにお発弾すぎられ。住	20うをの付青つ(令首るけ」る(民)、行た応報い今さミ可イにほ)に「多あっぱて	そうっかごここびっけをレよい、対射らた、き注周弾るイ性がり、 しずか。こそ意矢道。川た日降繁、	さいじ サようです しいおおける 防い まる意の しいがま おり はいました はいまれる いっぱん かんりん かんりん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	た警 イうるると るこう束 災場報 ル住る ルー第 下無い 河	合み がEと 〃 寸 下無メ 攺にを 発民も が か す線ー 無	まつ さ対さる 射 カー・アンド またし、れしの さしず 能サに に対して たしか 性イよ よ	応難 場以合 き 措 合後に 合 分 あ ン 緊 情 報 も し は し も も も も も も も も も も も も も も も も	じの お警民 、 し 易と青 発る指 い報が そ な 合メ報 信	受に示 てのこ の ハ ボッド ですがと(住発る 都 う 「セ周 すっあが屋 民令べ 度 ち Jー知 るっるで内 がにき 警 に アジさ とこき避 迅関行 報 到 ラがれ と
 気象の状況	<u>もに、</u> 天候	テし		<u>ラミ</u> 記温	ジオミ		<u>の情報</u> l光	入手を呼 風速		<u>いける。</u> ı/s
(2)避難住民の誘導の概要	八队		×	· v/IIII		/5	/ L	压火心	11	
要避難地域	池田町	IT 🔷 🗜	t							
避難先と避難誘導の方針	屋がった。	外勿 対けれた	1る は 1る は 1る 対 で 別 に に に に に に に に に に に に に	易合の言語を表示の言語を表示の言語を表示の言語を表示の言語を表示という。	物陰 窓か した場 ここと 高い屋	に身 場合】	を隠すがれるか、 れるか、 ハンカラ たは風	か、地面I 窓のな! チで覆い 上へ避難	こ伏t ハ部屋 、現 ^は 能。	への避難 せて頭部を 屋への移動 易から直ち 長りをして
	警報			- 0						
避難完了予定日時	直ち									
L Company of the Comp										

(3)関係機関の措置等	
措置の概要	警察署:
拍量の概要	消防署:
`亩 4夕 ≐田 Φ / /	警察署:
連絡調整先	消防署:

3 事態の特性で留意すべき事項

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難とされているため、ミサイル情報には充分に注意する。

弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、町、消防機関、警察へ通報するよう周知する。

着弾地点の周辺には、近づかないように周知する。

4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防 災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

屋内にいない場合

できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。

車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難すると きは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止め る。外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難する。

屋内避難の余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの 建築物の下は避ける。

5 情報伝達

3 消報公建	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、町民メール(登録制) 緊急速報メール(L
	アラート) yah00 防災速報
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
池田町	電 話: 0261-62-3131
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX: 0261-62-9404

パターン2-2 町域内避難(弾道ミサイルによる攻撃の場合等)

避難実施要領

池田町長

令和 年 月〇日 16 時 分現在

市町村域内避難

1 長野県からの避難の指示の内容

1 要避難地域

池田町会染高瀬橋南、十日市場(県道原木戸安曇追分停車場線より南の住民) 池田町大字中鵜地域

2 避難先地域

池田町大字池田地域

3 主要な避難の経路

県道 51 号

県道5線

4 避難のための交通手段

町営バス

役場バス

時から時まで、県道原木戸安曇追分停車場線は交通規制(一般車両の通行禁止)

5 関係機関が講ずべき措置の概要

国の措置

県の措置

自衛隊の措置

知事の国民保護等派遣要請に基づき避難のためのヘリの派遣及び避難誘導のための 自衛官各 名を派遣

2 事態の状況、関係機関の措置

(1)事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日16:00
発生場所	安曇野市北部
実行の主体	国
事案の概要と被害状況	国の対策本部長は、弾道ミサイルが安曇野市北部に着弾、同弾頭が化学弾頭である旨の警報を発令し、安曇野市周辺市町村に避難措置の指示を行った。
	着弾地の詳細な被害状況は不明。本町管内においては 現時点で被害は確認されていない。
今後の予測・影響と措置	現時点では本町域に被害はないが、化学弾頭の着弾地 の風下にあたることから被害が予想される町南部地域 の避難誘導体制を整える。
気象の状況	天候 <u>晴れ</u> 気温 <u>26.5</u> 風向 <u>北</u> 風速 <u>3 m / s</u>

(2)避難住民の誘導の 要避難地域									
要避難地域 池田町会染高瀬橋南、十日市場(県道より南地域									
			池田町大字中鵜坩						
避難先と避難誘導の方針			、防災行政無線や						
			活用して、速やかに警報を該当地域に伝達し、池田地 域へ避難させる。						
			家用車の使用につ	これでは地域特性に	を踏まえて、県				
			とあらかじめ調整						
避難開始日時			令和 年 月 日 17 時 00 分						
避難完了予定日時		令和	年 月 日 19	9 時 00 分					
(3)関係機関の措置等	等								
措置の概要			:広報、車両誘導	拿、警戒					
			:広報、警戒		i - 11				
			:中信地域を中心	ルニ宝緑理転見合	ਹੁਦ				
連絡調整先 3 事態の特性で留意す/	(キ 車 15	אין וית	表のとおり						
- 手感の特性で国意う		. 7%	射された弾頭の種	11111世帯部で、	あることから美				
事態の特性(除染の如	0岁性寺)		別された弾頭の標		どってこかり信				
			学剤は、地形・気	· -	けて、風下方向				
		に拡散	散し、空気より重	いサリン等の神経	経剤は下をはう				
		ように広がる性質がある。							
地域の特性		地域の結びつきが強く区単位の行動が期待できる。							
		デイサービスの要配慮者施設が点在することから社会 福祉協議会と連携し介助者を派遣して避難を行う。							
 時期による特性			実施時は夕方とな						
		検討する必要はない。							
			であり雨も予想さ	なれることから、	着替えや雨合羽				
4) 应数 表	<u> </u>	の準	備を伝達する。						
,	1		다 Xe th tat		۵≒∔				
		•	7 3 3 2 3						
	273 名		838 名		(地区人口最大数)				
	13 名		28 名		41 名				
5 避難施設									
(1)避難施設									
避難先地域	池田地域			池田地域					
避難施設名	高瀬中学校			総合体育館					
	池田保育園			池田小学校					
所在地	池田 3210	0-1		池田 3210-4					
	池田 2420	0-1		池田 3177-1					
収容可能人数	330			630					
(人)	83			243					
(, , ,	+								
連絡先(電話等)	0261-62-	2171		0261-62-7654					
避難先地域 避難施設名 所在地 収容可能人数	建者数(単位:人) 会染該当区 点数(計) 273 名 5要配慮者数 13 名 施設 池田地域 推先地域 池田地域 推施設名 高瀬中学校 产地田保育園 池田 3210- 产可能人数 330 83		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	池田地域 総合体育館 池田小学校 池田 3210-4 池田 3177-1 630 243	合計 1,111 名				

連絡担当	当者	学	学校保育課 0261		-61-1430	生涯学習課 02 学校保育課 02			
(2)一時	集合場所					子汉 (八百)(1)	1400		
一時集合									
所在地	- w/// H								
	 (電話等)								
連絡担当	,								
6 避難手段									
輸送手段		鉄道	i • (/ĭ.)	7	・(徒歩)・	その他(災害	 時要配慮者用の		
11			家用車))			32,45,66,47,334		
輸送手段の	詳細	種類(車種等)		町営バス				
					役場バス				
					健康福祉	裸(要配慮者用の)車)		
		台数			町営バス	2 台			
					2 台				
					2 台				
		輸送可	能人数		全車両往復				
		連絡先	ŧ		0261-62-2203				
			0261-62-3131						
	0261-62-5000								
輸送力の配	分の考え方	会染該	3当区住民(の避	難については	、町営バスにより) 輸送、中鵜地		
		域住民	について	は役り	場バスにより	輸送を行う。			
その他輸送	手段	要配慮	者		自力歩行が	困難な高齢者など	だについては、		
					避難支援者、	社会福祉協議会	念、民生委員、		
					介護保険関係	系者、障がい者団]体等と連携の		
					上、避難先抗	施設まで家族、当	Í該団体及び町		
					の保有車両	こて搬送を行う。			
		その他	(救急患者等			急侃がいる場合			
					医療機関と調	整し救急車によ	る搬送を行う。		
7 避難経路			l. =. = :						
避難に使用	1	·	県道及び町道						
交通規制	実施者の確								
規制にあたる人数 30 名程度									
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要がある為、警察で							
苏 / 井 / 上 井 :	C + +	要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。							
警備体制	実施者の確		大町警察署						
	規制にあたる規制場所	5人数							
		住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察で 要な避難経路のうち別紙に示す区間で交通規制を行う。							
			要な避難終	圣路(のうち別紙に	示す区間で交通 ^規	^{視制を行う。}		

8 避難誘導方法									
(1)避難	(輸送)方法							
地区									
一時集合場	誘導の	実施単位							
所への避難	輸送手	段							
方法	避難先								
	集合時	間							
	その他								
避難施設へ	誘導の	実施単位	会染該当区	中鵜中之郷	中鵜鵜山	中鵜南台			
の避難方法	輸送手	段	町営バス	町営バス	役場バス	役場バス			
	避難経	路	県道5号線	県道5号線	県道 51 号線	県道 51 号線			
	避難先		高瀬中学校	高瀬中学校	総合体育館	池田小学校			
				池田保育園					
	避難完	了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00			
	その他		特になし	特になし	特になし	特になし			
要配慮者等	誘導の	実施単位	避難行動要支援	爰者の避難支援	プランに基づい	て個別に設定			
の避難方法	要配慮	者への支援	避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係						
	事項		者、障がい者団体等と連携の上、避難先施設まで輸送。						
	輸送手		家族、当該団体及び町の保有車両にて搬送を行う						
	避難経	路	県道5号線	Τ	県道 51 号線				
	避難先		高瀬中学校	高瀬中学校 池田保育園	総合体育館	池田小学校 			
	避難開	 始日時	17:15	17:15	17:15	17:15			
			19:00	19:00	19:00	19:00			
(2)職員	の配置	 方法							
配置場所	÷	一時集合場所	f、避難所、主望	要交差点におけ	 る交通誘導、残	留者の確認に			
		職員を派遣す							
人数		避難所8名	(4施設各2名)交通誘導20名(10か所各2名)						
現地調整	脈	連絡要員を 2	2 名配置						
(3)残留	者の確	認方法							
確認者		警察及び消	防署に依頼する	とともに消防団	、町職員約 20	名(避難所等			
		配置・誘導	等にあたらない者)						
時期		17:30 開始							
場所	場所 地域該当地区一円								
方法	方法 防災行政無線及び広報車両(警察・消防)								
措置 残留者に対し避難するように求める。									
終了予定	日時	月 日 19	: 00 まで						
(4)避難	誘導時	の食糧の支援	・提供方法						
食事時期]	避難完了後							

食事場所	各避難先
食事の種類	アルファ米、水、みそ汁
実施担当部署	総務課危機管理対策室・会計課

(5)追加情報の伝達方法

避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等

9 避難時の留意事項(主に住民)

自宅から避難する場合の留意事項

基本事項

避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替え、雨具、日用品、非常持出品等を携行するものとする。

避難にあたってはマスク及び長袖の服を着用すること。

隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。

事態の特性

化学弾頭であるものの、種類については判明していないことから避難行動にあたってはマスク・長袖等を着用し、出来るだけ外気に触れない措置が必要。

一時集合場所での対応

各一時集合場所において避難者の受付を行い、避難者名簿を作成する。

10 誘導に際しての留意事項(職員)

(安心・安全確保・服装等)

- ・職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- ・作業着、ビブス、ヘルメットの着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、 その活動に理解を求めること。

11 情報伝達

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民登録制メール・防災
	行政無線放送・公共情報コモンズ・ホームページ・緊
	急速報メール・yahoo 防災速報・広報車・自治会長。自
	主防災会長に連絡
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	移動系デジタル防災行政無線、携帯電話、職員参集メ
	ール、各課長からの連絡網による
12 図台時の連絡生	

12 緊急時の連絡先

池田町 電話:0261-62-3131国民保護/緊急対処事態対策本部 FAX:0261-62-9404

パターン3

【町域内避難】避難の指示文例:爆破計画の場合

令和 年 月 日 時現在

池田町長殿

長野県知事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第 183 条において準用する)第 54 条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町大字池田地域の一部(一丁目、二丁目の各区) 池田町大字会染地域の一部(林中)

2 避難先

池田町池田保育園 池田町総合福祉センターやすらぎの郷 池田町会染小学校・アート梱包運輸㈱

3 主要な避難の経路

県道 51 号線 県道 5号線

4 避難のための交通手段

徒歩

5 関係機関が講ずべき措置の概要

国の措置

県の措置

自衛隊の措置

知事の国民保護等派遣要請に基づき避難のためのへりの派遣及び避難誘導のための自衛官各 名を派遣

パターン3 町域内避難

(町内市街地の爆破計画が明らかとなった場合)夏季・降雨予想

退	難	実	施	要	領			
								池田町長
					令和	年7月	日 16	時 30 分現在
町域内避難								
1 長野県からの避難の指示の内容								
別添のとおり(略)								
2 事態の状況、関係機関の措置								
(1)事態の状況								
発生時期	令和		年	7月	日	16:00		
発生場所	池田	3町3	交流セ	ンタ	_			
実行の主体	不明	月						
	H	由田田田	町交流	゙゙セン	ター付	近に停車中	の車両な	いら時限式の
事案の概要と被害状況	爆乳	Ě物7	が発見	され	た。情報	によると	時 分	こ爆破する計
	画は	こなっ	ってい	る。				
	炒	暴破物	 物への	対応	に時間	を要するこ	 とが予想	 見されること
今後の予測・影響と措置	から	. ·	1日程	度避難	錐施設に	・とどまる。	- とを老属	憲することが
	必要		. 1111	12.2	*#####			a, occi
 気象の状況	天修			気温		風光		m / s
(2)避難住民の誘導の概要	人 問	*		メル皿		」、八	一	111 / 5
要避難地域	* =	2洲日	п 1 Т	· B	 2 T目	 大字会染	** 中	
			ц , ,	п,	2 J 🗖 🗸	八丁五米	ጥ ነገ	
			纤州村	か仕	日た 分	+歩で油田(모증팀. 4	かすらぎの郷
					民を、従	きまで池田(保育園・	やすらぎの郷
VICE AND A COLUMN TO THE COLUM	に返	産難で	させる	0				やすらぎの郷
避難開始日時	に過	壁難で ロ	させる 年 7	月	日() 17 : 00		やすらぎの郷
避難完了予定日時	に返	壁難で ロ	させる	月	日(やすらぎの郷
	令和	连難 ā 口 口	きせる 年7 年7	。 月 月	日() 17:00		
避難完了予定日時	に返 令和	選難 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	きせる 年7 年7 : 現場	月月の状況	日(日(況から ^当) 17:00		やすらぎの郷
避難完了予定日時 (3)関係機関の措置等	に返 令和	選難 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	きせる 年7 年7	月月の状況	日(日(況から ^当) 17:00		
避難完了予定日時	令和で	選難で ロロリカラ 一角防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きせる 年7 年7 : 現場	月月の状況と設	日(日(況から当 定) 17:00	圏内を包含	含する区域を
避難完了予定日時 (3)関係機関の措置等	で発	語	きせる 年7 年7 :現場 : 説域 : 説域	月月の状況と設定の警託	日(日(況から当 定 戒区域に)17:00)19:00 ≐径 500m图	圏内を包含	含する区域を
避難完了予定日時 (3)関係機関の措置等	に資金を利用を関する。	難のの一等を変え	き 年 年 3 1 3 3 3 4 3 4 3 5 4 5 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	。 月 月 の状 と設 で警 :市	日(日(況から) 定 戒区域に 街地2)17:00)19:00	圏内を包含	含する区域を
避難完了予定日時 (3)関係機関の措置等	に多るのでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	選集 ローリー 一	さ 年 年 現 区 消 業 本 部 で ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	月 月 月 だと設 うの警 で ・ 市: ボ: 町	日(日(況から 定 戒区域に 街地2)17:00)19:00	圏内を包含	含する区域を

3 事態の特性で留意すべき事項									
事態の特性 (除染の必 	安住守)	判明した爆破計画には、大量殺傷物質等を用いる計画は							
			含まれておらず、避難時に除染等の特別な対応は必要な						
		い。							
地域の特性		自	主防災組織により	隣組単位の行動が	期待できる。				
		総	合病院が約 800m し	以内にあるため、	要援護者の避難に				
		は、[医療機関や自主防御	災組織と連携してな	介助者を派遣して				
		避難	を行う。小学校、「	中学校は位置的に	500m以内にある				
		ため	帰宅時間が過ぎて	いても警戒区域の	D設定や保護者へ				
		の連	絡を徹底し早期対	応を図る。					
時期による特性		避	難する住民には、「	雨も予想されるこ	とから、着替えや				
		雨合	羽の準備を伝達す	る。					
4 避難者数(単位:人)									
地区名	1丁目		2丁目	林中	合計				
避難者数(計)	住民数 663		住民数 278	住民数 761	1,702				
うち要配慮者数	32		10	29	71				
5 避難施設									
(1)避難施設									
避難先地域	1・2 丁目以	外の	1・2 丁目以外の	林中以外の地域					
	地域		地域	林中以外の地場					
避難施設名	池田工業高	校	アート梱包運輸	会染小学校	多目的研修セン				
			(株)		ター				
所在地	池田 2524		池田 2714	会染 5663-1	会染 5250				
収容可能人数 (人)	636		1,946	243	265				
連絡先(電話等)	62-3124		85-0830	62-2023	62-2066				
連絡担当者	学校保育課	ļ	生涯学習課	学校保育課	生涯学習課				
	61-1430		62-2058	61-1430	62-2058				
(2)一時集合場所									
一時集合場所名			直接避難	能施設へ					
所在地									
連絡先(電話等)									
連絡担当者									
6 避難手段									
輸送手段	バス・	(徒步	⇒)・ (その他)(災	後害時要配慮者用 σ)車)				

種類			車種等)						
+4177-50-	+V (台数							
輸送手段の	詳細	輸送可能人数							
		連絡先							
輸送力の配	分の考え方								
		要配慮	者	自力歩行が困	難な高齢者等に対	対しては、避難			
				施設まで町の保	有車両による搬演	送を行う。			
その他輸送	手段	その他	(救急患者等)		急患がいる場合し	·			
			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	医療機関と調整					
フトロウサルシマロケ	,			区原機関と調査	ひ、秋志半によっ	3加及を11 7。			
7 避難経路									
避難に使用			町道(詳細は別	添地図) ———————					
	実施者の確認	忍	大町警察署						
交通規制	規制にあたる	る人数	20 人程度						
文យ枕町	規制場所		住民等を速やた	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な					
			 避難経路のうち別紙に示す区間で交通規制を行う。						
	実施者の確認	忍	大町警察署						
警備体制	規制にあたる人数		20 人程度						
	規制場所		交通規制を行っ	た付近で警備を	行う。				
8 避難誘導	方法								
(1)避難	(輸送)方法								
地区									
一時集合場	誘導の実施学	单位							
所への避難	輸送手段								
方法	避難先								
	集合時間								
	その他								
避難施設へ	誘導の実施学	单位	1丁目	2 丁目	林	中			
の避難方法	輸送手段		徒步	徒步	徒	步			
	避難経路		町道(詳細は	町道(詳細は	町道(詳細は別	添地図参照)			
			別添地図参	別添地図参					
			照)	照)					
	 避難先		池田保育園	やすらぎの郷	会染小学校	アート梱包運			
	_					輸(株)			
	避難完了予定	自日時	19:00	19:00	19:00	19:00			
	その他								

要配慮者等	誘導の	実施単位	避難行動要支	避難行動要支	避難行動要支援者の避難支援				
の避難方法			援者の避難支	援者の避難支	プランに基づい	1て個別に設定			
			援プランに基	援プランに基					
			づいて個別に	づいて個別に	づいて個別に				
			設定	設定					
	要配慮	選者への支援	避難行動要支	避難行動要支	避難行動要支持	爰者の区分に応			
	事項		援者の区分に	援者の区分に	じた対応を実施	Ē			
			応じた対応を	応じた対応を					
			実施	実施					
	輸送手	段	健康福祉課の	健康福祉課の	健康福祉課の車	画			
			車両	車両					
	避難経	路	徒歩避難経路	徒歩避難経路	徒歩避難経路以	人外を使用する			
			以外を使用す	以外を使用す					
			る	る					
	避難先	;	池田保育園	やすらぎの郷	会染小学校	アート梱包運			
						輸(株)			
	避難開	始日時	17:15	17:15	17:15	17:15			
	避難完	了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00			
(2)職員の	配置方	法							
配置場所		避難先の保育	園前、やすらぎの郷入口の主要な交差点に配置						
人数		5 箇所 × 2 名							
現地調整	§所 ———	連絡要員を1	名配置 						
(3)残留者	の確認	方法							
確認者		町職員、消防	職員、消防団員(約 10 名:誘導に当たらない職員から割当て)						
時期		発災後速やな	を持ちた。						
場所		一丁目、二丁	、二丁目、林中						
方法		広報車及び防	防災行政無線による呼び掛け、戸別訪問						
措置			ノ避難するよう求	さめる					
終了予定	日時	確認後速やな	パこ						
(4)避難誘	導時の	食糧の支援・持	是供方法						
食事時期		避難完了後							
食事場所	Ť	避難施設内							
食事の種	類	非常用備蓄物	加資						
実施担当	部署	総務課危機管	曾理対策室、会計	課					

(5)追加情報の伝達方法

避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等

9 避難時の留意事項(主に住民)

自宅から避難する場合の留意事項

基本事項

避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証・個人番号カード等身分を証明するもの、最小限の着替えや日常品、非常持ち出し品等を携行するものとする。

隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。

事態の特性

特になし

時期の特性

雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。

一時集合場所での対応

10 誘導に際しての留意事項(職員)

(安心・安全確保・服装等)

職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。

防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

11 情報伝達

11 開刊以廷	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容
	を伝達。
	広報車、消防車両の活用。伝達先としてあらかじめ指定
	している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送
	付。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	職員参集メール、各課長からの連絡網による
12 緊急時の連絡先	
池田町	電 話: 0261-62-3131
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX: 0261-62-9404

パターン4

【町域外避難】避難の指示文例:ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合

令和 年 月 日 時現在

池田町長殿

長野県知事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第 183 条において準用する)第 54 条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

- 1 要避難地域
 - 池田町陸郷地区
- 2 避難先地域

長野市 長野運動公園総合運動場 総合体育館

- 3 主要な避難の経路
 - 国道 19号
- 4 避難のための交通手段

東山夢の郷コミュニティーセンターよりバス(町営バス確保の予定)

豊盛公民館よりバス(町営バス確保の予定)

該当地域に居住する保育園·小·中学校の児童·生徒は、各学校等から直接避難させる。(役場バス確保の予定)

該当地域に居住する高校生徒は長野県県教育委員会を通じて把握し、県手配のバスにて直接避難所へ避難させる。

5 関係機関が講ずべき措置の概要

国の機関などの措置

自衛隊等の措置

県の措置

以上

パターン4 町域外避難(ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等)

避難実施要領

池田町長

令和 年 3 月 日 時 14:00 分現在

市町村域外避難

1 長野県からの避難の指示の内容

(1)要避難地域

池田町陸郷地区

(2)避難先地域

長野市 長野運動公園総合運動場 総合体育館

(3)主要な避難の経路

国道 19 号

(4)避難のための交通手段

東山夢の郷コミュニティセンター・豊盛公民館よりバス(役場バス2台確保の予定)

(5)関係機関が講ずべき措置の概要

国の機関などの措置

自衛隊等の措置

県の措置

2 事態の状況、関係機関の措置

(1)事態の状況	
発生時期	令和 年 3 月 日 13:30
発生場所	池田町陸郷地区
実行の主体	国武装工作員
事案の概要と被害状況	国の対策本部長は、御前崎市において武装した不審船
	(潜水艦)が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の
	可能性があることを踏まえて、警報を発令し、静岡県
	御前崎市付近を要避難地域とする避難措置の指示を行
	った。その後、工作員の消息は不明であったが、松本
	市内において不審車両に職務質問した警察官が銃撃を
	受ける事案が発生した。当該車両は国道 19 号線を北
	上、その後、警戒中の警察官が池田町陸郷地区東山夢
	の郷公園南 1 k mの町道上に当該車両が乗り捨てられ
	ているのを発見した。諸般の状況により、池田町陸郷
	地区の山間部に武装工作員が潜伏している蓋然性が高
	く当該地域が要避難地域に追加となった。
今後の予測・影響と措置	当該避難地域において警察及び自衛隊による現地の警
	戒及び検索が行われているが、武装工作員による地域
	住民の人質・立てこもり事案に発展するおそれがある
	ことから速やかに当該地域住民を避難させる。
気象の状況	天候 <u>曇り</u> 気温 <u>18</u> 風向 <u>東方</u> 風速 <u>3</u> m/s

(2)避難住民の誘導の)概要						
要避難地域			池田町陸郷地区				
避難先と避難誘導の方	 5針	町は陸郷地区住民 34 名を本日 15:00 目途に東山夢					
			コミュニティセンター及び豊盛公	民館に集合させ			
		た後	、役場バス車両により長野運動公	園総合運動場			
		総合	体育館へ避難させる。なお当該地	域の保育園・小			
		中学	校の児童・生徒は直接、長野運動	公園総合運動場			
		総合	体育館へ避難させる。				
		高	校についても県教委を通じて該当	地区の生徒を掌			
		握し	直接避難所へ避難させる(県対応) 。			
避難開始日時		14:	00				
避難完了予定日時		17:	30				
(3)関係機関の措置等							
措置の概要		警察	:該当地域周辺における検索・警	戒・交通規制			
		自衛	隊:該当地域周辺における検索・	警戒			
連絡調整先		別添	連絡体制表による。				
3 事態の特性で留意すべ	(き事項						
事態の特性(除染の必	必要性等)	事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的					
		に被害が発生することが予想される。					
地域の特性		地域の結びつきが強く区単位の行動が期待できる。					
時期による特性		小中学校にあっては授業時間帯であることから学校					
		からの直接避難を行う。					
4 避難者数(単位:人)							
地区名	陸郷地区			合計			
避難者数(計)	34 名			34 名			
うち要配慮者数	2名			2名			
5 避難施設							
(1)避難施設							
避難先地域	陸郷地区						
避難施設名	長野運動公	園総					
	合運動場 約	総合					
	体育館						
所在地	長野市吉田	5-					
1-19							
収容可能人数(人)	人						
連絡先(電話等)	026-244-32	90					
連絡担当者	市本部						
	避難所						

(2)一時集合場所	(2)一時集合場所							
一時集合場所名	の郷コミ 豊盛公民館							
	ュニティセンタ							
ー にカル 7±/m -		4.4.0.0 17± /100		10620				
	陸郷 74	40-2	12年 7年1	10620				
連絡先(電話等)	白十尺	(() 스 트	白十四	· 防災会長				
連絡担当者 6 避難手段	自主防	火云技	日土	刃火云				
輸送手段	鉄道	i • //	7	<u> </u>	7	·の他 (
輸送手段の詳細		<u>・ へ</u> 車種等)	<u>^</u>	役場バス		OIE (,	
	台数	千怪寸 /		<u> </u>				
		 ·能人数		40 人+20 人				
	連絡先			0261-62-313	31			
 輸送力の配分の考え方			 			台、豊盛公民	 民館1台を配車	
+113 X2 / 3 45 / 3 45 / 3 / 2 / 3				-				
 その他輸送手段	要配慮					難な高齢者な		
							3議会、民生委 1 表 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
				員、介護保険関係者、障がい者団体等と連 携の上、避難先施設まで当該団体及び町の				
				保有車両にて搬送を行う。				
	その他(入院患者		5	当該地区に病院はなし。				
	等)							
7 避難経路								
避難に使用する経路		国道 19 号						
交通規制実施者の確認	認	窓 大町警察署・安曇野警察署						
規制にあたる	5人数	10 名						
規制場所		国道 19 号(夢農場~日野橋~下生野交差点)						
警備体制実施者の確認	認	県警機動	隊・	大町警察署・	・安曇	野警察署		
警備にあたる	5人数	100 名						
警備場所		東山夢の郷コミュニティセンター及び規制箇所周辺						
8 避難誘導方法								
(1)避難(輸送)方法	<u></u>							
地区		陸郷地区		I —				
一時集合場 誘導の実施単	单位	日向・三統八代・清流	•	宮の平・有明・小実平				
所への避難 輸送手段		八代・海/ 徒歩及びI		明・小美平 徒歩及び自				
方法		用車		用車				
避難先		東山夢の		豊盛公民館				
		ミュニテ· ンター	1 Z					
1	. A n+ nn			1				
集合時間		15:0	0	15:00				

避難施設へ	ほばの かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	実施単位	日向・三郷・	宮の平・有				
の避難方法	功等の	大ルキロ	八代・清水	明・小実平				
0.000000000000000000000000000000000000	 輸送手	 E&	役場バス	役場バス				
	避難経		国道 19 号	国道 19 号				
	避難先		長野運動公園	長野運動公園				
	~~~		総合運動場	総合運動場				
			総合体育館	総合体育館				
	避難完		17:30	17:30				
	その他							
要配慮者等	誘導の	実施単位	日向・三郷・	宮の平・有				
の避難方法			八代・清水	明・小実平				
	要配慮	者への支援	避難支援者、社	土会福祉協議				
	事項		会、民生委員、	介護保険関係				
			者、障がい者団	団体等と連携の				
			上、避難先施設	<b>设まで輸送。</b>				
	輸送手	段	自家用車・町	自家用車・町				
			公用車	公用車				
	避難経	路	国道 19 号	国道 19 号				
	避難先		長野運動公園	長野運動公園				
			総合運動場	総合運動場				
			総合体育館	総合体育館				
	避難開	始日時	14:00	14:00				
	避難完	了予定日時	17:30	17:30				
(2)職員								
配置場所				主要交差点にお	ける交通誘導、	残留者の確認		
		に職員を派	-					
人数			・避難所4名(	2施設各2名)	交通誘導 10 名	(5か所各2		
70 1/1 Am +4		名)	2					
現地調整		連絡要員を	2 名配直					
(3)残留	当有の傾							
確認者				こもに則職貝約	1 Ⅳ 右派洭			
時期 場所		14:00 開始						
場所 陸郷地区一				五/敬威·洪叶	:田 /			
方法  措置			<del>源寺及ひ仏報単</del> し避難するよう	両(警察・消防	[변 /			
終了予定	7 日 時		<u>U 世                                   </u>	に水のの				
		<u>□ 3 月 □</u> の食糧の支援						
食事時期		避難完了後	、派ババル					
食事場所		上四新光 J 俊 						
区学物川	l	ᆸᄺᆍᄓ						

食事の種類	アルファ米、水、みそ汁
実施担当部署	総務課危機管理対策室・会計課

#### (5)追加情報の伝達方法

避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等

#### 9 避難時の留意事項(主に住民)

自宅から避難する場合の留意事項

#### 基本事項

避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替え、日用品、非常持出品等を携行するものとする。

隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。

#### 事態の特性

事前にその活動を予測あるいは察知ができず、突発的に被害が発生することが想 定される。

#### 一時集合場所での対応

各一時集合場所において避難者の受付を行い、避難者名簿を作成する。

#### 10 誘導に際しての留意事項(職員)

(安心・安全確保・服装等)

・職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。

国民保護/緊急対処事態対策本部 | FAX:0261-62-9404

・作業着、ビブス、ヘルメットの着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、 その活動に理解を求めること。

#### 11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民登録制メール・防	
	災行政無線放送・公共情報コモンズ・ホームページ・	
	緊急速報メール・yahoo 防災速報・広報車・自治会長。	
	自主防災会長に連絡	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。	
職員間の連絡手段	移動系防災行政無線・携帯電話、職員参集メール、	
	各課長からの連絡網による	
12 緊急時の連絡先		
池田町	電 話:0261-62-3131	